

# 熊本県公報

## 目 次

規則	熊本県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則	(農業団体金融課)	一
	熊本県漁船法施行細則の一部を改正する規則	(漁政課)	一
	熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	(医務福祉課)	四
	漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(漁港課)	四
	熊本県用品調達規則の一部を改正する規則	(用度課)	五
	熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課)	五
	熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部を改正する規則	( )	六
訓 令			
	熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令	(職員課)	八
	熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	( )	八
	熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令	(私学文書課)	八
	熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令	(会計課)	九
	熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	九

## 規 則

熊本県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第四十号

熊本県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則

熊本県農業協同組合検査規則(昭和四十二年熊本県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「農業協同組合法第九十八条の規定による主務大臣の権限の一部を委任する政令(昭和二十四年政令第二百号)」を、「農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第四十一号

熊本県漁船法施行細則の一部を改正する規則

熊本県漁船法施行細則(昭和二十六年熊本県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中、「添付書類」を、「添付書類」改め、同条中、「第三条の二第八項」を「第四条第七項」に、「外」を「ほか」に、「添付」を「添付」に改める。

第三条中、「第三条の二第十項」を、「第四条第九項」に改める。

第四条中、「第七条の二」を、「第八条」に、「予め」を「あらかじめ」に改める。

第五条の見出し中、「添付書類」を、「添付書類」に改め、同条中、「第九条第一項」を、「第十條第一項」に、「外」を「ほか」に、「添付」を「添付」に改め、同条第二号中、「第三條の二第一項」を、「第四條第一項」に、「写」を「写し」に改める。

第七條中、「第十四條第一項」を、「第十七條第一項」に改める。  
第八條中、「第十七條第一項」を、「第二十條第一項」に改める。  
別記第一号様式から別記第四号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

漁 船 変 更 報 告 書

- 1 建造 (改造・転用) 許可の番号
- 2 建造 (改造・転用) 許可の年月日
- 3 漁業種類
- 4 計画総トン数
- 5 推進機関の種類及び馬力数

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
1 氏 名 又 は 名 称		
2 住 所		
3 船 名		
4 推進機関の製作所の名称及び所在地		
5 艇底の構造及び完成又は転用予定期日		
6 建造、改造又は転用に要する費用及びその調達方法の概要		

上記のとおり変更したので、漁船法第 4 条第 9 項の規定により報告します。

年 月 日

許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

㊟

熊本県知事 様

別記第 2 号様式 (第 6 条関係)

漁 船 登 録 票 再 交 付 申 請 書

熊本県知事 様

住 所  
氏名又は名称

年 月 日

㊟

下記により漁船登録票の再交付を受けたいので、漁船法施行規則第 11 条の規定により申請します。

記

- 1 漁船登録番号 KM -
- 2 船 名
- 3 総トン数、推進機関の種類及び馬力数 トン
- 4 漁業の種類
- 5 再交付を必要とする理由

申請書のとおり相違ないことを認める。

年 月 日

所属漁業協同組合名  
代表者職・氏名

㊟

別記第3号様式(第7条関係)

漁船変更登録申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏名又は名称

㊦

下記のとおり変更の登録を受けたいので、漁船法第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 登録番号 KM -
- 2 船 名
- 3 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後
申請者の氏名又は名称		
申請者の住所		
船 名		
総 ト ン 数	トン	トン
船舶の長さ、幅及び深さ		
推進機関の種類及び馬力数		
推進機関のシフト数、回転数	×	×
無線電波の形式及び空中線電力	×	×
漁船の使用者の氏名又は名称		
漁船の使用者の住所		
主たる根拠地		
漁業種類又は用途		

※ 変更がある事項欄のみ記載のこと。

変更年月日及びその他参考事項 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認める。

年 月 日

所属漁業協同組合名  
代表者職・氏名

㊦

別記第4号様式(第8条関係)

漁船登録票返納届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏名又は名称

㊦

下記の漁船登録票を漁船法第20条の規定により返納します。

記

- 1 漁船登録番号 KM -
- 2 船 名
- 3 総トン数、推進機関の種類及び馬力数
- 4 漁業種類
- 5 返納の理由(該当する理由に○をつけてください。)

トン

遊漁船等として使用、県外へ売却、解つつ、その他 ( )

その年月日 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

所属漁業協同組合名  
代表者職・氏名

㊦

(注) 解つつのため返納する場合は、解つつのため処理説明書をつけること。

附 則  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県規則第四十二号  
熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年熊本県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改正する。

熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則

第一条中「熊本県看護婦等修学資金貸与条例」を「熊本県看護婦等修学資金貸与条例」に改める。

第二条の表中「保健婦修学資金」を「保健師修学資金」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦養成所」を「保健師養成所」に、「助産婦修学資金」を「助産師修学資金」に、「助産婦養成所」を「助産師養成所」に、「看護婦修学資金」を「看護師修学資金」に、「看護婦養成所」を「看護師養成所」に、「准看護婦修学資金」を「准看護師修学資金」に、「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改める。  
別記第一号様式から別記第八号様式までの規定中「熊本県看護婦等修学資金貸与条例」を「熊本県看護婦等修学資金貸与条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条及び第二条の規定は、平成十四年三月一日から適用する。

漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県規則第四十三号  
熊本県知事 潮 谷 義 子

漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
（熊本県漁港法施行細則の一部改正）

第一条 熊本県漁港法施行細則（昭和四十八年熊本県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県漁港漁場整備法施行細則

第一条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「漁港法施行令」を「漁港漁場整備法施行令」に、「漁港法施行規則」を「漁港漁場整備法施行規則」に改める。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「熊本県漁港法施行細則」を「熊本県漁港漁場整備法施行細則」に改める。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正）

第二条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則（平成十二年熊本県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

表一の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「熊本県漁港法施行細則」を「熊本県漁港漁場整備法施行細則」に改める。

（熊本県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第三条 熊本県立自然公園条例施行規則（昭和四十七年熊本県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（熊本県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第四条 熊本県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年熊本県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十七条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第五条 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成三年熊本県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十二条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県漁港法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県漁港漁場整備法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十四号

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則

熊本県用品調達規則（昭和三十九年熊本県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条及び第十条中、「用度課長」を、「管理調達課長」に改める。

別記第一号様式その一の用品要求書（直払用品（備品））の表中、「田畑雑用」を、「畷田畑雑用」に、「畷田畑雑用」及び「雑務雑用」を、「田畑」に改める。

別記第一号様式その二の用品要求書（直払用品）の表中、「田畑雑用」を、「畷田畑雑用」に、「畷田畑雑用」及び「雑務雑用」を、「田畑」に改める。

別記第一号様式その三の用品要求書（在庫用品）の表中、「田畑雑用」を、「畷田畑雑用」に、「畷田畑雑用」及び「雑務雑用」を、「田畑」に改める。

別記第二号様式その一の用品交付通知書（直払用品（備品））の表中、「田畑雑用」を、「畷田畑雑用」に改める。

別記第二号様式その二の用品交付通知書（直払用品）の表中、「田畑雑用」を、「畷田畑雑用」に改める。

別記第三号様式その三の用品交付通知書（在庫用品）の表中、「田畑雑用」を、「畷田畑雑用」に改める。

別記第五号様式の物品出納通知何の表中、「田畑雑用」を、「畷田畑雑用」に改める。

別記第六号様式の二の表中、「燃料油圧搾機田畑雑用」を、「燃料油圧搾機田畑雑用」に改める。

別記第七号様式の在庫用品需要伝票の表中、「田畑雑用」を、「畷田畑雑用」に、「畷田畑雑用」を、「田畑」に改める。

附 則

- この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県用品調達規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十五号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和六十年熊本県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「教育委員会事務局の課」の次に、「熊本県総合調整局設置規則（平成十四年熊本県規則第五十四号）第二条に規定する危機管理監に係る熊本県総合調整局処務規程（平成十四年熊本県訓令第三十九号）第三条第一項に規定する職務の担当区分」を加える。

第五条中、「課局又は地方支出機関の長」を、「課局の長（危機管理監を含む。以下同じ。）又は地方支出機関の長」に改める。

第四十条第一号中、「課（課に相当する組織を含む。次号において同じ。）の長」の次に「及び危機管理監」を加える。

第三百二十六条第二項中、「及び立会いをした職員」を削る。

別表第一の一の項中、「精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改め、同表の三の項中、「玉名地域振興局」を「新幹線玉名事務所」に改め、同表の五の項中、「肥後学園」を削り、同表の十の項中、「新幹線芦北事務所」を削り、同表の十三の項中、「健康センター」を削る。

別表第四の知事部局の項中、「総務部、企画開発部」を、「総合調整局、総務部、企画振興部」に改め、委任する事務の欄に、「三 燃料券の出納及び保管に関する事務」を加え、同表の出納局の項中、「用度課」を、「管理調達課」に、「管理係長」を、「管理指導班長」に改め、同表の教育委員会事務局の項中、「同和教育課」を、「人権同和教育課」に改め、

全国高校総 体推進室	会計担当課長 補佐等
---------------	---------------

を削り、委任する事務の欄に、「三 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務」を加え、